

認定NPO法人制度とは？

NPO法人の活動を支援するために設けられた制度で、国税庁より“公益性の高さ”“事業活動の適正”等を評価されたNPO法人が『認定NPO法人』として認定されます。認定を受けたNPO法人に寄付をしてくださった個人や法人には寄付金控除等の税の優遇措置を受けることができます。

★平成22年8月現在、約42,000のNPO法人があり、そのうち『認定NPO法人』の認定を受けている法人は179法人(平成22年10月16日現在)です。

税制優遇の内容

寄付していただいた方が税金の優遇措置を受けられるようになります。



個人の場合

1年間の寄付金 - 2000円 = 寄付金控除額

- 寄付金額から2000円を引いた金額については、所得から控除することができます。ただし、所得金額の40%が上限となります。また、控除を受ける場合は確定申告が必要となります。



法人及び団体の場合

- 一般の損金算入限度額とは別枠で損金算入限度額が設けられています。



相続財産等の場合

- 相続または遺贈により財産を取得した方がその取得財産等を寄付してくださった場合、一部の場合を除き、相続税の課税対象から除かれます。

※詳しい情報はいもむしのホームページに掲載しています。また、ご不明な点がございましたら、総合税経センター (<http://www.zeikei-c.com/>) までお問い合わせ下さい。

「NPO法人にとっての一番の課題であり悩みの種は、“経営を安定させること”です。理念や志は立派なお金が無くてそれを実現できない団体が多いのです。NPO法人は非営利ですが、予算をしっかりと立て“非営利活動を経営していく”という経営感覚がとても大切になります。いもむしさんの場合、補助金が年額で一括入金される事業もあるため、収入を月額に振り分けて経費とのバランスを見ていくという点に注意して会計指導を行っています。

認定NPO法人制度は“公益性の高い事業は必ず存在するけれど、今までのように沢山の税金は使えない、ならば民間のお金がそういう団体に集まるような仕組みが必要”という中で生まれた制度であり、まさにその流れの中にいもむしさんが居た、と言えます。資金が集まりやすくなれば今後活動の範囲が広がることもあるでしょう。認定取得がゴールではなく、スタートであると考え、更なるご発展とご活躍を期待しています(談)



株式会社 総合税経センター
小宮山博路さん



縁の下の
力持ち